

令和元年5月23日参议院文教科学委员会（参考人質疑）議事録

○松沢成文君 日本維新の会・希望の党の松沢成文と申します。

三人の先生方、よろしく申し上げます。

まず、土井参考人と内山参考人に伺いたいのですが、今回のこの法改正、非常に単純化してちょっと国民目線で物を言わせていただくと、まず法科大学院制度を導入しましたが、十七年間でほとんど実績が上がらなかったというか、当初の期待されていた実績、国民の期待に全く応えられなかったというのが私は今までの結論かなと思っているんです、大変厳しい言い方しますが。

〔委員長退席、理事石井浩郎君着席〕

それは、例えば、最初、これは文科省のやり方に無理があったんですが、七十四校ぐらいできて、それからどんだんどんだんどんだんどん潰れて、もう二十校、三十校前後になっていますね。半分ぐらいになっちゃっていますよね。それから、七割から八割の人は法科大学院を出れば司法試験に受かるんだという、そういう目標値も置いていながら、それがもう今は二割ぐらいになっちゃっている。その結果、法曹を目指す人を増やそうと思った改革がどんだん減っちゃっているわけでしょう。

ですから、これ、結果から見ると、失礼な言い方ですけど、関係者には、大失敗だったわけですよね。ですから、そうであれば、もう法科大学院制度は大失敗だったので廃止して、新しい法曹育成プロセスを考え直そうぐらいのことをやらないと私はなかなか解決できないんじゃないかなと。

今回の法案見ても、簡単に言えば、法科大学院の生徒が予備試験に取られちゃったので、それを取り戻すためのびほう策として3プラス2を考えてみたり、あるいは途中で司法試験を受けれるようにしてあげたりして時間的な負担とか経済的な負担をどうにか解消し

てあげれば少し取り戻せるんじゃないかと、こんなびほう策にしか見えないんですよ。

私は、むしろこの法科大学院制度、もう一度、一回全部チャラにして、全体的なプロセス構築に向けた議論を始めた方が日本の将来的には、二十年、三十年後の日本の法曹界にとってはいいというふうに考えているんですが、それぞれお立場はあると思いますけれども、いかがお考えでしょうか。

○参考人（土井真一君） 厳しい御指摘だとは思いますが、実績を十分上げてきているのかどうかということに対する評価に関わると思います。

私どもの方は、課題はないのかと言われれば確かにそのとおりで、大きな課題があるので対処しなければならないというふうに思っておりますが、先ほど来申し上げておりますように、両参考人のようにこの制度を使って法曹になられて活躍されておられるという方が、先ほども申し上げましたが、弁護士の半数を占めるという状況になっている。それを失敗だというふうに決めて、新しいものにしなければならないのだと言える状況にあるのかと言われれば、私は、今の制度をより良いものにしていくということが基本的に良い方向だというふうに考えております。また、その可能性は十分あるところです。

〔理事石井浩郎君退席、委員長着席〕

法科大学院の適正規模の問題は、確かに御指摘のとおりです。ただ、私自身、開設のときから関わってきたことを思い出しますと、これは決して一省庁の問題あるいは特定分野の問題ではありませんで、法科大学院を創設したときには、やはり規制緩和、市場による淘汰というのが時代の趨勢だったというふうに思います。

したがって、現在、こういう形で法科大学院規模の適正化を図ってきた過程は、ある立場からすればそれは混乱なんだという立場になるかもしれませんが、別の立場からすればそれは当然市場の淘汰における適正な調整なんだという、そういう御判断になるんだと思います。

それ自体に対して、私自身、どちらの考え方が正しいと言うつもりはございませんが、実際にその当事者としていろいろな課題に対して対応してきた立場からすれば、ようやくその苦労をある程度解決の方向に導いてきたこの段階で、全くまた新しいことになるんだということは適當ではないんじゃないかというふうに個人としては思います。

○参考人（内山宙君） 失敗かどうかということについては、ちょっと当事者としては何とも申し上げられないんですけども、じゃ、今回のその改正案、変更案というのは確かに非常に分かりにくくて、もうキメラのようにぐちゃぐちゃになってしまっているというのは、それは確かにそのとおりではあるんですけども、3プラス2自体はそれなりにずっと中教審で議論もされてきたことですし、まあ頑張っていただけばなというふうに思っているところなんです。

ただ、在学中受験が通るんだたらもう私は手を引こうと思っていたというふうに先ほど申し上げたわけですけども、ただ、ほかの方法もないわけではないわけですし、一番、ロースクールの人気が低迷しているというのは、やはり予備試験が本来と違う趣旨で使われてしまっているということで、ロースクール生も受験できるわけですね、予備試験というのは。元々の趣旨から考えますと、ロースクールに行けないような金銭的な事情であるとか仕事があるとか、そういった人が行けるようにという制度ですので、ロースクール在學生は予備試験受験できないということにしても何も問題ないのではないかと。そこをまずやると。

先ほど、一番最初に韓国のお話をさせていただいたんですが、韓国は、日本は予備試験で失敗しているということで、やらなかったんですね。ということを見ると、それも一つのやり方なのかなというふうにも思ったりしますので、いきなり全部なくしてしまいますと、これまで実務家がこれだけ法曹養成に取り組もうというふうになってきたこの成果を全く無に帰してしまうことになりまして、まだ言っても日本では十七年くらいという歴史しかありません。アメリカでは百年からの法曹養成の歴史というのがロースクールでやっているわ

けですので、そういったところでもう少し成果を見ていただけたらなというふうに思います。

○松沢成文君 宮島参考人に一つ伺いたいのですが、参考人は今の制度では駄目だと、もっと抜本的にということをおっしゃっていました。

例えば、今度法曹コースを大学につくりますよね。ですから、アメリカ型に、ロースクールで、ですから、法学部には普通の法律を勉強する法学部と法曹を養成する法曹コースをしっかりとつくって、それでその上に司法試験。司法試験も、先ほどの御指摘もあったように、もう少し多様にして、本当に知識だけじゃなくて人間性を測るような試験も導入して、まあ一次、二次があってもいいと思うんですよね。その上に司法修習を付けて弁護士、法曹家になっていくと。

このプロセスですか、をしっかりと組み込めば、関連性をつくってやっていけば、私は法科大学院がなくてもプロセスとして多様な法曹を養成するというやり方はできると思うんですが、もし宮島参考人の何かイメージとかビジョンがあったら、この法曹養成の、こういう改革案があると、あったら教えていただきたいんです。

○参考人（宮島渉君） お答えします。

私は、先ほど意見陳述でも申し上げましたとおり、やはりロースクール、当初に例えば七、八割受からせていたらばすごい多様な方が入ってきたことは、多様な法曹が生まれたことは間違いないと思います。

ですので、むしろ、司法制度改革審議会の意見書の趣旨から変えて、一度も七、八割とか三千人とか受かっていないわけですから、それなのに法科大学院ばかりどんどん潰れていくというような状態で、そこを変えるのが重要だと考えています。

ですので、それを、じゃ、ちょっと法科大学院は潰して違うコースをつくってみようかとか、じゃ、予備試験はどうかとか、これは、複雑になるばかりでほとんど意味がないと思います。少なくとも、社会人にとって安心して来れるとしたら、やはりそれは、七、八割受か

るぞとかここでしっかり教育してもらえば受かるぞという、そういうシステムであることが必要だと思います。

以上です。

○松沢成文君 以上です。ありがとうございました。